

平成24年4月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(行)第11号 公文書部分公開処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年1月19日

判決

原 告 宮 部 龍 彦

大津市京町四丁目1番1号

被	告	滋	賀	縣
代表者兼处分行政庁		滋	賀	知事
		嘉	田	由紀子
訴訟代理人弁護士		吉	田	和宏
同		田	口	勝之
同		中	原	淳一
同		山	本	久子
指定代理人		西	村	実努
同		河	村	也
同		三	輪	真也
同		澤	野	宏和

主文

- 1 本件訴えのうち、滋賀県知事が平成21年5月8日付けで原告に對してした公文書一部非開示処分における非開示部分の開示処分の義務付けを求める部分を却下する。
 - 2 原告のその他の請求を棄却する。
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで原告に対してした公文書一部公開決定処分のうち、地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号及び同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切を非公開とした部分を取り消す。
- 2 滋賀県知事は、上記情報を公開せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、滋賀県知事に対し、「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」、「滋賀県同和対策新推進計画の全ページ」及び「地域総合センター要覧の最新のものの全ページ」について公開を請求したのに対し、滋賀県知事が部分開示又は非開示とする処分をしたため、原告が非開示部分の取消しを求めるとともに、同部分の開示の義務付けを求めた事案である。

- 1 滋賀県情報公開条例（平成12年10月11日滋賀県条例第113号。平成19年6月28日条例第34号による改正後のもの。以下「本件情報公開条例」という。）の定め

1条

この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

3条

- 1項 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

4条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報（以下、この規定を単に「1号」といい、1号が定める非開示事由を単に「1号事由」という。）

6号 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者

としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(以下、この規定を単に「6号」といい、6号の定める非開示事由を単に「6号事由」という。)

2 前提事実（当裁判所に顕著な事実及び後掲各証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成21年3月25日付で、被告に対し、「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」、「滋賀県同和対策新推進計画の全ページ」及び「地域総合センター要覧の最新ものの全ページ」の公開を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 滋賀県知事は、平成21年5月8日、本件開示請求にかかる文書を、①同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの（以下「本件地図」という。）、②滋賀県同和対策新総合推進計画（地区別事業計画）〈改訂計画〉（乙3。以下「本件推進計画文書」という。）、③同和対策地域総合センター要覧（乙4。以下「本件要覧」という。）であるとして特定した上で、本件地図の全部並びに本件推進計画文書及び本件要覧の各一部を非開示とし（以下、当該非開示部分を「本件非開示情報」という。）、その余を開示する旨の決定をした（以下、この処分を「本件処分」という。なお、本件推進計画文書のうち開示されたものは乙3、本件要覧のうち開示されたものは乙4に記載のとおりである。）。

(3) 原告は、平成21年5月25日、滋賀県知事に対し、本件処分を不服として異議申立てをしたところ、滋賀県知事は、平成22年4月19日付けで同申立てを棄却する決定をし、そのころ、同決定は原告に通知された。

(4) 原告は、平成22年9月17日、本件訴訟を提起した。

第3 争点

1 争点1（1号事由該当性）

本件非開示情報がそれぞれ1号事由に該当するか。

2 争点2（6号事由該当性）

本件非開示情報がそれぞれ6号事由に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1（1号事由該当性）について

(1) 被告の主張

本件非開示情報は、概ね、①同和対策事業が実施された地区名（本件推進計画文書及び本件要覧の一部）、②同和対策事業に関する地図（本件地図の全部）、③同和対策地域総合センター（以下「センター」という。）及びその関連施設（隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家。以下センターと併せて「センター等」という。）の施設名・施設所在地、電話番号等のセンター等に関する情報（本件要覧の一部）、④「同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切」（具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所）（本件要覧の一部）に類型化することができるところ、次のとおり、これらいずれの情報も1号事由に該当する非公開情報である。

ア 同和対策事業が実施された地区名（本件推進計画文書及び本件要覧の一部）（上記①）

（ア）個人に関する情報に該当すること

通常、地域名单体としては、1号の「個人に関する情報」には該当し

ない。しかし、同和問題においては、集落を形成している住民は、かつて「特殊部落」、「後進部落」又は「細民部落」などの名称で呼ばれていたが、現在でも「未解放部落」又は「部落」などと呼ばれ、明らかな差別の対象となっている。すなわち、同和地区名は単なる地域の名称にとどまらず、そこに居住している住民あるいは地区出身者等の関係者に対する差別用語として使用されているのである。したがって、同和地区名として特定された地区名は、同地区に居住している住民あるいは同地区出身者等の関係者の出所・属性等に関する情報であるといえる。

しかも、同和問題による差別意識等が根深く残っている社会の現状において、同和地区名は特に人に知られたくない情報として、個人の尊厳を保護し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべき情報である。

よって、同和地区名は、1号の「個人に関する情報」に該当する。

(イ) 個人識別可能性又は個人の権利利益の侵害可能性があること

同和地区名は、住宅地図や電話帳に掲載されているような個人情報で、かつ、容易に入手可能な情報と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身者ないし関係者である」ということを確認できる情報である。したがって、上記情報は1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報に該当する。

仮に、同和地区名が個人識別情報といえなくとも、同和地区名が公のものとなれば、例えば、個人が就職や結婚等をしようとする際に、その者の履歴書に記載された住所が同和地区かどうかを判断することが可能となり、いわれなき差別が引き起こされ、個人の権利利益を侵害する高度の蓋然性が生ずる。したがって、上記情報は1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を

害するおそれがあるもの」に該当する。

(ウ) 1号但書に該当しないこと

原告は、昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会より出版された「滋賀の部落」により、滋賀県内の同和地区一覧は明らかとなっているから、同和地区名は1号但書アの「慣行により公にされている情報」に該当すると主張している。しかし、当該書籍は滋賀県立図書館では制限図書とされており、国会図書館等においても必ずしも自由に閲覧できる状態ではない。このように、上記図書は何人でも自由に閲覧できる状態ではなく、上記図書が存在するからといって、同和地区名が「慣行により公にされている情報」であるということはできない。

また、原告は、滋賀県内の市町村が制定するセンターに関する公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）によって同和地区名を知ることができるから、同和地区名が「法令若しくは条例の規定により公にされている情報」に該当すると主張している。しかし、設置管理条例は、その施設の名称や位置を定めているが、それにより公にしているのは、単にそれぞれの公の施設が現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報にすぎず、その施設のある特定地域が同和地区であることを明らかにするものではないし、本件要覧のように滋賀県下の同和地区に関して一覧性のある記載をしているものもない。また、センターが同和対策事業として設置されたことを知る者は、行政関係者・研究者などごく一部に限られている。したがって、センターに関する設置管理条例は、施設のある特定地域が同和地区であることを特定する情報とはいえず、設置管理条例が存在するからといって、同和地区名が「法令若しくは条例の規定により公にされている情報」であるということはできない。

(エ) 以上によれば、同和地区名は、1号事由に該当する情報であるという

ことができる。

イ 同和対策事業に関する地図（本件地図の全部）（上記②）

本件地図は、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を国土基本図に落とし込んだものであり、そこに明記された「地区名」及び地図上の事業実施箇所から、事業が集中している地区が同和地区であることを容易に推認しうる情報である。

したがって、本件地図は前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報ということができる。

ウ センター等の施設名・施設所在地、電話番号等のセンター等に関する情報（本件要覧の一部）（上記③）

本件要覧に記載されているセンター等は、その多くが同和地区内にあり、施設名称に同和地区名を冠していた。とすれば、施設名・施設所在地・電話番号等のセンター等に関する情報により、当該センター等の所在地周辺地区が同和地区であると容易に推定され、これらの情報は、同和地区を特定する情報といえる。

したがって、センター等に関する情報は、前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報であるといえる。

エ 同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切（具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所）（本件要覧の一部）（上記④）

上記情報についても、同和対策と明記された本件要覧に記載されているものであることからすれば、各情報相互間や他の情報と関連付けたり組み合わせることにより、特定地域が同和地区であると容易に推定され、同和地区を特定する情報といえる。

したがって、上記情報は前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報である。

(2) 原告の主張

ア 個人に関する情報に該当しないこと

本件非開示情報はいずれも特定の個人とは結びつくものではなく、せいぜい一定のグループに結びつくものに過ぎず、どの住所が同和地区なのか個別に判断できるほどの精度もないことから、個人に関する情報とはいえない。

被告は、同和地区の住民が「未解放部落」又は「部落」と呼ばれて差別の対象となっており、同和地区名がその地区の関係者に対する差別用語として使用されているというが、そのような事実は存在しない。

イ 個人の権利利益の侵害可能性がないこと

歴史的経緯から、同和地区がどこにあるかということが禁忌事項となっていることは理解できる。しかし、のことと、現実に同和地区の場所が秘密であるかどうか、同和地区の場所を公言すると誰かに不利益が生ずるかどうかは別問題である。過去の経緯から、本件情報の公開により一部から反発が起こる可能性はあるが、今更、誰かの権利利益が侵害されるということはあり得ない。むしろ、地区名を禁忌としなくなることによって、同和地区として一律に網をかけるのではなくて、地域対策として個別に議論しやすい環境ができるという公益がある。

ウ 1号但書アに該当すること

東近江市の旧市町である八日市市、蒲生町、愛東町のセンターの名称及び位置の情報公開に関して、原告と東近江市が争った大津地方裁判所平成21年(仮)第16号事件においては、上記市町のセンターの名称及び位置を開示すべきであるとの判決がされたことから、東近江市は上記情報を開示しており、上記情報は公となっているといえる。また、センターについては、その設置管理条例により名称及び所在地が公となっており、設置管理条例の中には同和対策であることを明示しているものもあることから、セ

ンターに関する情報は法令若しくは条例の規定により公にされている情報であるといえる。そして、センターの付近は必ず同和地区であるから、同和地区の地名についても法令若しくは条例により事実上公であるといえる。

加えて、昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会より出版された「滋賀の部落」により、滋賀県内の同和地区一覧は明らかとなっているから、同和地区名は1号但書アの「慣行により公にされている情報」にも該当する。

2 爭点2（6号事由該当性）について

（1）被告の主張

本件非開示情報は、いずれも同和地区名そのものないしは同和地区を特定する情報である。

現在においても差別意識の解消が十分に進んでおらず、差別事件の発生が後を絶たない社会の現状を踏まえ、被告は、一般対策として同和問題を含む人権問題解決に向け、人権教育・啓発等の事業を行っている。

このような状況の中で、本件非公開情報を公開した場合、これが滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれが大きく、また、インターネット等が普及している現在においては、誤った理解のまま情報が行き交い、誤った情報が流布される事態を招くことが容易に想定され、被告が人権教育・啓発等の事業において長年にわたって実施してきた部落差別の解消という所期的目的の達成が著しく妨げられる蓋然性が認められる。現に、原告は、自らインターネット上にホームページを作成して、自らの調査に基づき作成したとする同和地区名リストを掲載したり、他のホームページに掲載されて問題となって法務省により削除要請を受けたものと思われる「部落地名総鑑」や部落解放同盟の名簿を転載するなどしており、不特定多数の者が容易にかかる情報を入手し身元調査等に利用することができる状況を作出している。

また、被告が本件非公開部分を公開することになれば、一方で、部落地名

総鑑の所持や身元調査等をしないよう指導を行いながら、他方では、被告自身が滋賀県版部落地名総鑑に転化することが予測できる資料（インターネット上に掲示されることにより、誰でも簡単にアクセスすることが可能になる。）を提供して、身元調査を容易にさせ、就職差別を助長するような行為に出るという自己矛盾の行為を行うことになる。このようなことになれば、被告による企業に対する指導、研修、啓発等は全く説得力を持たないことになって、企業等による就職差別を撤廃することが困難となり、被告の事業目的が達成されなくなってしまう。

以上によれば、本件非開示情報を公開した場合、被告の実施する人権教育・啓発事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性があると認められるから、本件非開示情報は6号に該当する情報であるといえる。

(2) 原告の主張

被告は、同和問題の解決に向けた普及啓発事業の遂行が妨げられると主張するが、かかる事業は6号が例示的に掲げる事業の類型に該当しない上、具体性がなく、広範囲で漠然としたものであるから、6号の事務又は事業には当たらない。6号が想定しているのは、例えば未実施の試験の問題や、入札の予定価格のように、それを公にすることにより、実務的な意味で支障が出じるような情報であるところ、被告の同和対策事業は、同和地区の場所が公になったとしても、事業の意義があるかどうかはともかくとして、そのまま継続可能なものである。

また、滋賀県において特定の地域が同和地区に該当するということは、原告が作成しているホームページや、出版物である「滋賀の部落」によって既に明らかとなっているのであるから、本件非開示情報が公開されたからといって、被告の事務事業に支障を及ぼすことにはならない。被告に限らず、国の機関である法務局等は、同和地区の場所を明らかにすることは差別につな

がるので隠さなければならないということを教育、啓発のベースにしてきたのであるが、被告は、そうした前提が崩れると多くの人の面子が潰れてしまうことから、誰の目にも明らかである事柄を公開しないこととしているのである。すなわち、被告は単なる面子の問題を事務事業への支障と言い換えているにすぎないのであって、本件非開示情報は6号事由に該当しないというべきである。

第5 当裁判所の判断

1 本件の争点について判断するに当たり、争いのない事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 本件推進計画文書について（乙2、3、弁論の全趣旨）

ア 本件推進計画文書の内容

被告は、昭和46年に「同和対策長期計画」を、昭和57年に「同和対策総合推進計画」を、昭和62年に「同和対策新総合推進計画」を、平成4年度に「同和対策新総合推進計画〈改訂計画〉」を策定し、同計画に基づき同和対策に関する関係諸施策を推進してきた。本件推進計画文書は、同計画に定めた事業の進行管理のために、平成3年度末における残事業のうち、ハード整備事業（住宅整備事業、環境改善施設整備事業、県道整備事業、都市計画事業、共同作業場整備事業、農山漁村同和対策事業、同和対策農業基盤整備事業）の事業実績額、進捗率等を地区別にまとめたものである。

イ 本件推進計画文書における非開示情報

本件処分において非開示とされた情報は上記地区名である。

上記地区は、総務庁が昭和38年、42年、46年及び50年に実施した同和地区全国調査の際に、市町村が報告した同和対策事業の対象地域（以下において「同和地区」という用語を使う場合は当該地域を指すこととする。）である。同和地区全国調査とは、①歴史的、社会的理由による

被差別部落、②生活環境等の安定・向上が阻害されている、③一定の集落を形成している、④同和対策事業の実施を必要とする、という要件に該当する地区を市町村がまとめ、都道府県を通じて総務庁へ提出するというものであった。

非開示とされた同和地区は合計 66 地区であり、うち 35 地区は「○○×丁目」や「○○町」といった住居表示や大字名、うち 23 地区は区や自治会名、字名、うち 7 地区は大字名の一部を省略したものや大字名に東西南北などの修飾語を付したもの、うち 1 地区は昔からの呼称で記載のされたものであった。

(2) 本件地図

本件地図は、前記(1)記載の各計画に基づき実施された事業のうち、当時の被告同和対策課所管のハード事業実施箇所を、縮尺 2500 分の 1 の国土基本図上に記したものである。具体的な事業種目は、宅地造成、共同浴場、下水排水路、地区道路、橋梁、ゴミ焼却炉、墓地移転、納骨堂、火葬場、街灯、放送設備、駐車場、共同理髪所、共同便所、飲料水配管施設、共同井戸、隣保館整備、共同作業所、大型共同作業所等である。

本件地図は、同和地区ごとに 1 枚ずつ作成されており、それぞれの地図に同和地区名が明記されている。一地区につき、およそ 30 から 35 箇所程度の事業箇所があり、本件地図の一部については事業箇所だけでなく事業概要が記載されているが、その他の多くの地図では具体的な事業概要についての記載はなく、事業概要は本件地図とは別の文書である台帳で管理されており、本件地図上の実施箇所に当該台帳における管理番号が記載されている。

(3) 本件要覧 (乙 4, 54, 弁論の全趣旨)

ア 本件要覧の作成経緯

被告は、昭和 51 年 5 月、「同和対策地域総合センター運営要綱」を制定し、要綱に基づく事業実施を各市町に求め、センターでの日々の活動の

参考にすること等を目的に、昭和52年度から平成7年度まで、3年ごとに要覧を作成していた。本件要覧はこれら要覧のうち平成8年3月に作成された最終のものである。

本件要覧は部外秘として管理番号を付した上で配付されたものであり、被告は、配布先に対して要覧が不要となった場合には廃棄するよう指示していた。

イ 本件要覧の内容

本件要覧は、(ア)表紙、(イ)はしがき、(ウ)目次、(エ)資料一覧、(オ)センター一覧表、(カ)各センターの説明、(キ)センター等の運営要綱等、(ク)隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表により構成されている合計398頁からなる文書であり、その内容は概ね以下のとおりである（頁番号が付されているのは上記(オ)以降であり、付されている頁数の合計は392頁である。）。

(ア) 表紙

表題として「同和対策地域総合センター要覧」、作成者として「滋賀県」及び「財団法人滋賀県解放県民センター」、左上部に「部外秘」、右上部に管理番号がそれぞれ記載されている。

(イ) はしがき

センターの日常活動の参考とするべく本件要覧を作成したとの記載がある。

(ウ) 目次

各センターの名称及び各センターの説明が掲載されている頁数が記載されている。

(エ) 資料一覧

センター等の運営要綱等（後記(カ)）、隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表（後記(ク)）が掲載されている頁数が記載されている。

(オ) センター一覧表 (1 頁, 2 頁)

各センターの所在する市町, 各センターの名称, 電話番号, 郵便番号及び住所が記載されている。センターの合計は 54 箇所である。

(カ) 各センターの説明 (3 頁ないし 339 頁)

各センターごとに, a センターの概要, b 事業の概要, c 地区の状況, d 地区内団体の活動状況, e センター及び関連施設という項目別に, 以下のようにセンターに関する事項が記載がされている。

a センターの概要

センターの利用対象地域名, 利用対象世帯数, 利用対象人口, センターの沿革, 重点事項, 活動の特徴及び運営協議会等の状況という項目ごとにセンターの概要が記載されている。

センターの利用対象地域とは, センターの利用対象となっている地域 (中学校区, 小学校区等を単位とする。以下当該地域を「利用対象地域」という。) であり, 同和地区よりも広域の地域となっている。

b 事業の概要

事業区分, 事業名称, 事業内容及び対象者という項目ごとにセンターが行っている事業が記載されている。

c 地区の状況

(a) 地区の概要, (b) 地区名, (c) 地区世帯数, (d) 地区人口, (e) 男女別人口, (f) 65 歳以上の人口, (g) 世帯類型, (h) 公共施設の状況, (i) 住宅の状況, (j) 地区内産業, (k) 就業の状況, (l) 教育の状況という項目ごとに同和地区に関する事項が記載されている。

(a) 地区の概要

各同和地区の位置情報や歴史, 産業, インフラの整備状況, 同和対策事業の内容, 同和地区に居住する住民の活動等, 同和地区に関する事項が説明されている。



(b) 地区名

各同和地区の名称が記載されている。

(c) 地区世帯数

各同和地区の世帯数が記載されている。

(d) 地区人口

各同和地区の人口が記載されている。

(e) 男女別人口

各同和地区の男女別の人口が記載されている。

(f) 65歳以上の人団

各同和地区における65歳以上の人口が記載されている。

(g) 世帯類型

各同和地区における高齢者世帯数、母子世帯数、父子世帯数及び
その他の世帯数、生活保護を受給している世帯数並びに障害者のい
る世帯数が記載されている。

(h) 公共施設の状況

各同和地区内にある学校、公園、共同浴場、共同作業所等の施設
名及びそれら施設の設置年と規模（平方メートル単位）が記載され
ている。

(i) 住宅の状況

各同和地区内の持家住宅数、改良住宅数、公営住宅数、その他の
住宅数を記載している。

(j) 地区内産業（一部の同和地区については記載がない。）

各同和地区内の産業や住民の稼働状況を記載している。

(k) 就業の状況（一部の同和地区については記載がない。）

各同和地区内の住民の就業状況を就労分野（農林・漁業、建設業、
製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気

・ガス・水道業、サービス業、公務及びその他) 及び就業形態(常用雇用、臨時・日雇雇用及び自営業)ごとに分類して、具体的な稼働人数が記載されている。

(1) 教育の状況

各同和地区内の住民の教育状況を教育機関(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校、専修各種学校、高等技術専門校及びその他)ごとに分類して、具体的な通学人数が記載されている。

d 地区内団体の活動状況

各同和地区内で活動している団体の名称及び団体の活動内容が記載されている。

e センター及び関連施設

各センター等ごとに、センター等の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、規模構造、開館時間、休館日、事業開始年月日、職員の配置状況、全影写真、最寄図、館内図が記載されている。

(キ) センター等の運営要綱等(341頁ないし385頁)

センター等の運営要綱、センターの今後の運営方針に関する意見書並びに財団法人滋賀県解放県民センター、滋賀県同和中小企業相談所及び滋賀県同和地区雇用対策センターに関する情報が記載されている。

(ク) 隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表(386頁ないし392頁)

隣保館の一覧表には、各隣保館の所在する市町、施設の名称、住所、電話番号及び郵便番号が記載されている。教育集会所、児童館及び老人憩の家の一覧表には、上記情報に加え各施設の主管センターネームが記載されている。

ウ 本件要覧に記載されている非開示情報

本件要覧に記載されている非開示情報の類型及びその内容は、次のとおりである。

(ア) 同和地区名（同和地区名を冠した施設名〔センター等を除く。〕、団体名及び冊子名を含む。）（類型ア）

同和地区名は、前記イ(カ)b（事業の概要）及びc（地区の状況）に記載されている。同和地区名を冠した施設名は、同a（センターの概要）、同c（地区の状況）及びd（地区内団体の活動状況）に記載されており、施設とは集会所、グラウンド、墓地等である。同和地区名を冠した団体名は、同a（センターの概要）及び同d（地区内団体の活動状況）に記載されており、団体とは自治会、部落解放同盟等である。同和地区名を冠した冊子名は、同b（事業の概要）に記載されている。

(イ) 同和地区の位置情報、同地区内の地域名を冠した団体名、同地区を利用対象地域とする施設名（同施設名を冠した団体名を含む。）（類型イ）

同地区的位置情報は、前記イ(カ)c（地区の状況）に記載されており、同地区的所在地を地理的、歴史的に特定する文章である。

同地区内の地域名を冠した団体名は、同d（地区内団体の活動状況）に記載されており、団体とは自治体等である。

同地区を利用対象地域とする施設名は、同a（センターの概要）及び同c（地区の状況）に記載されている。同施設名を冠した団体名は、同d（地区内団体の活動状況）に記載されており、団体とは保護者会等である。

(ウ) センター等の名称（センター等の名称を冠する委員会名、役職名を含む。），郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、全影写真及び最寄図（以下、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、全影写真及び最寄図を「住所等」という。）（類型ウ）

a センター

センターの名称（センターの名称を冠する委員会名、役職名を含む。）及び住所等は、前記イ(ウ)（目次）、同(オ)（センター一覧表）、同(カ)a（センターの概要）、同e（センター及び関連施設）及び同(ク)（隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表）に記載されている。

54箇所あるセンターの名称のうち、同和地区名を冠したものは33箇所、市町名等を冠したものは12箇所、学区名、地域の地理的要素、故事等を冠したものは9箇所である。本件要覧が作成された当時、センターのうち多くが同和地区内及びその付近に所在していた（なお、被告は、センターとは物的な施設ではなく隣保機能を指し、隣保館や教育集会場はこの機能を実現するための拠点であるとしており、センターの所在地として隣保館や教育集会所の住所等が記載されているものが多いが、滋賀県内の市町のうち一部はセンターを施設そのものと位置づけ、その所在地としてセンターとの名称を付した施設の住所等が記載されている。）。

b 隣保館、教育集会所、児童館、老人憩の家

上記各施設の名称（上記各施設の名称を冠する役職名を含む。）及び住所等は、前記イ(カ)e（センター及び関連施設）、同(ク)（隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表）に記載されている。

44箇所ある隣保館の名称のうち、同和地区名を冠したものは30箇所、市町名等を冠したものは5箇所、学区名、地域の地理的要素、故事等を冠したものは9箇所である。41箇所ある教育集会所の名称のうち、同和地区名を冠したものは35箇所、市町名等を冠したものは6箇所である。27箇所ある児童館の名称のうち、同和地区名を冠したものは11箇所、市町名等を冠したものは5箇所、地域独自の名

称を付したものは 11箇所である。45箇所ある老人憩の家の名称のうち、同和地区名を冠したものは 35箇所、市町名等を冠したものは 3箇所、地域独自の名称を付したものは 7箇所である。

児童館及び老人憩の家については、本来必ずしも同和対策施設であるとは限られないが、本件要覧には、要覧作成当時、同和対策として設置されていた施設のみが記載されている。本件要覧作成当時、本件要覧に記載されている隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家のうち多くが同和地区内及びその付近に所在していた。

(エ) センターの利用対象地域名（同地域名を冠した団体名を含む。）、利用対象地域の位置情報（類型エ）

センターの利用対象地域名は、前記イ(カ)a（センターの概要）、同c（地区の状況）及び同d（地区内団体の活動状況）に記載され、利用対象地域の位置情報は、同a（センターの概要）、同b（事業の概要）に記載されている。

利用対象地域の単位は中学校区や小学校区であり、位置情報とは当該利用対象地域を地理的に特定する情報である。

(4) 設置管理条例

センターとの名称を付した独立した施設、隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法 244条1項）に該当することから、市町は、いずれの施設についてもその設置及び管理に関する事項を条例で定めている（同法 244条の2第1項）。

これらの条例には、施設の名称、住所及び施設運営に係る規定等が記載され、一部については、施設設置の目的が同和問題の解決にあることや、施設が同和対策事業を行うものであることが明記されている。（甲18の1ないし7、甲32ないし35、37、48、50、54、55、58、60、6

1, 64)

(5) 同和問題について

ア 昭和36年に国の諮問機関として設置された同和対策審議会が昭和40年に内閣総理大臣に提出した「同和対策審議会答申」（乙5）によれば、同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされ、「その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものが多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに、陰に陽に身分的差別のあつかいを受けている。」とされている。

また、平成8年に国の諮問機関である地域改善対策協議会が内閣総理大臣及び関係各大臣に提出した「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（乙6）は、「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していくなければならない。」とされている。

イ 問題事例

a 部落地名総鑑

昭和50年11月、全国の同和地区名及び所在地等が記載された文書（部落地名総鑑）の存在が発覚し、当該文書の購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明した。これに対して総理府総務長官及び労働大臣は

それぞれ遺憾の意を表明する談話を発表した。（乙7、8）

また、上記事件以降も同和地区名を一覧表にしたもののが多数発覚しており、それらが身元調査に使われた可能性があるとして、複数の新聞社により報道がされた。（乙10、11の1・2、12の1・2）

b 滋賀県における同和地区に関する問い合わせ

現在に至るまで、滋賀県民や宅地建物取引業者が、市役所又は町役場に対して特定の地域が同和地区であるか否かを問い合わせるという事例が複数存在する。

(6) 同和対策事業

ア 国の同和対策事業

国は、同和問題の早急な解決を図るため、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年施行）をはじめ、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年施行）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年施行）と三度にわたり特別法を制定し、被差別部落の大部分を同和地区として指定し、生活環境の改善等の物的な基盤整備を行ってきた。また、国は、教育や産業・職業・社会福祉に関する対策の実施と併せて、人々の同和地区に対する差別意識の解消を図るために、様々な啓発活動を行ってきた。物的基盤整備は概ね完了したということで、一般対策への移行期間を経て、平成14年3月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、同和問題に対する特別対策は終了したが、一般対策は依然として継続されている。

国は、国際連合総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受け、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、その中で同和問題をわが国人権問題の重要課題の一つであると位置付けている。また、国は、平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法5条には「地方公共団体

は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、同法7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、教育・啓発の取組を積極的に推進することとするとされている。

法務省は、インターネット上で同和地区を公表する行為があった場合には、当該情報を削除するよう要請している（乙28の2・3）。

イ 被告の同和対策事業（以下「本件同和対策事業」という。）

（ア）指針、計画等

被告は、前記(1)ア記載のとおり、昭和46年に「同和対策長期計画」を、昭和57年に「同和対策総合推進計画」を、昭和62年に「同和対策新総合推進計画」を、平成4年度に「同和対策新総合推進計画〈改訂計画〉」を策定し、同計画に定めたハード整備事業等を多数実施してきた。その後平成9年に、被告は、「今後の同和行政に関する基本方針」（乙19）を策定し、同方針において、被告は、真に経過措置が必要な事業を除き一般対策によって同和問題の早期解決に取り組むこととし、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、より効果的に展開するため、国の方針性も踏まえ、「人権教育のための国連10年」との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進するとされた。平成10年7月には「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定された（乙20）。

また、被告は、平成13年には、県民とともに人権が尊重される社会作りを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成15年には、同条例に基づき「滋賀県人権施策基本方針」を定めた。同方針において、被告は、①差別意識の解消を図るに当

たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進し、②教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていき、③センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めることとするとされている。

(乙21)

また、被告は、平成16年、同和問題に関する施策等について定めた「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定し、実施した。

(乙22)

(イ) 具体的な取組

上記方針等に基づき、被告各部局では、現在、次のような事業を行っている。

a 県民向け人権啓発事業（乙9、24）

被告総合政策部人権施策推進課は、県民に対し、県民の人権意識を高め、同和地区の所在等を調査する等の差別行為を根絶することを目的とした人権啓発事業を実施している。

具体的には、同和問題解決のために、広報誌や冊子パンフレット等の作成、配布、イベントや研修等の実施等を行い、その中で、同和問題に係る差別事象の具体例を例示して、同和地区の場所を問い合わせることを控えるよう求めるなどの啓発を行っている。

b 就職差別撤廃啓発事業（乙41、弁論の全趣旨）

被告商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室及び同部商工政策課は、就職差別をなくして就職の機会均等の保障を図ることを目的とし

て、企業に対し、指導、研修、啓発事業等を実施している。

具体的には、被告は、企業等への冊子やポスターの配布、訪問、研修等を実施し、その中で、過去に起きた部落地名総鑑事件等について説明する等して、企業に対し、部落地名総鑑を購入したり所持したりすることを控え、採用に際しては身元調査はもとより、面接等に際して身元調査につながりかねないような不適正な質問をしないように求めるなどの指導、研修、啓発等を行っている。

c 宅地建物取引業者に対する人権啓発事業（乙44、45）

被告土木交通部住宅課は、宅地建物取引の場における人権問題解消を目的とし、かかる目的に向けた被告の責務及び宅地建物取引業者・業界団体の責務を定め、被告と業界団体が連携、協力しながら人権啓発を促進していくこととし、宅地建物取引業者に対するパンフレット配布、研修等の人権啓発活動、指導等を行っている。

具体的には、被告は、宅地建物取引業者に対し、人権問題の例示等をしながら、取引物件の所在地が同和地区であるか等の調査をしないこと、また、客から同様の問い合わせ等を受けても、毅然とした対応をとり、報告、教示等をしないよう求めている。

2 爭点(2)（6号事由該当性）について

そこでまず、争点(2)について検討する。

(1) 本件推進計画文書記載の同和地区名、本件地図、本件要覧記載の同和地区名（類型ア）の6号事由該当性

ア 前記1(1)ないし(3)のとおり、上記非開示情報は、いずれも特定の地域が同和地区であることを示す情報であるということができる。

イ ところで、被告は、前記1(6)イのとおり、同和問題に関する深刻な問題状況（同(5)）及び国が累次にわたり講じてきた施策の動向（同ア）を踏まえつつ、昭和46年から現在に至るまで、県として同和問題に関する種々

の施策を講じてきたものであるところ、これら事業が同和地区の住民に対する差別を根絶し、同和問題を解決することを目的としたものであることは明らかである。そして、こうした国及び被告による施策により、同和問題に関する住民の差別意識は解消へ向けて進んできてはいるものの、封建時代に端を発するわが国社会の構造的な矛盾として、全国に存在する地区的数多の住民が社会的に差別を受けてきたという問題は、いまだ解決するには至っておらず、なお公的な取組を要する状況にあり、同(5)イ記載の事例等に照らしても、同和地区やその住民に対する差別意識はなお根深く存在しているものと認められるところであり、実際、現在も被告において差別意識の解消のために種々の措置を講じていることは同(6)イ(イ)のとおりである。

しかるところ、上記非開示情報が当該地域が同和地区であることを示す情報であることは上記アのとおりであり、これが公開されることにより同地域が同和地区であることが明らかになり、そこに居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されることは否定し難いというべきであり、しかもこうした情報が一旦流布することとなれば、これを消去等することは容易ではなく、その結果、企業や宅地建物取引業者に同和地区に関する質問・調査をすることのないよう啓発するなどしてきた被告の施策の効用が大きく阻害されることとなるおそれが強いということができる。法務省が同和地区を公表する者に対し当該情報の削除を要請しているのも(前記1(6)ア)、そのような危険性の存在を踏まえ、可能な限り早期に情報の流布を防止することを目的とするものと考えられる。

以上によれば、上記非開示情報は、本件同和対策事業に関する情報であり、公にすることにより、同事業の性質上、同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、6号事由に該当するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、前記第4、2(2)記載のとおり、滋賀県において特定の地域が同和地区に該当するということは、原告が作成しているホームページや出版物である「滋賀の部落」により既に明らかとなっているのであるから、上記非開示情報が公開されたからといって、被告の事務事業に支障を及ぼすことはないと主張する。しかしながら、上記非開示情報は地方公共団体たる被告が作成した文書に記載された情報であり、社会的な信用性が高いものであることは明らかであって、原告が公開している情報や出版物である「滋賀の部落」に記載された情報と同様に考えることはできないから、原告指摘の情報が既に公開等されているとしても、上記非開示情報が公開された場合に本件同和対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなお存在するといえる。

したがって、原告の主張は採用することができない。

- (2) 本件要覧記載の同和地区の位置情報等、同地区内の地域名を冠した団体名、同地区を利用対象地域とする施設名（同施設名を冠した団体名を含む。）（類型イ）の6号事由該当性

上記各非開示情報は、いずれもそれ自体において特定の地域が同和地区であるということを特定し得る情報であるばかりか、本件要覧には、前記1(3)イ(カ)c記載のとおり、地区世帯数や地区人口、公共施設の状況、地区内産業等というように、各同和地区に関する詳細な情報（以下「同和地区詳細情報」という。）が具体的に記載されており、これらの開示された情報と上記非開示情報とを対照することにより、より容易に同地区を特定することができるものとなるものということもできる。

したがって、上記非開示情報は、いずれも特定の地域が同地区であることを示す情報であるということができるから、前記(1)記載のとおり、6号事由に該当するというべきである。

- (3) センター等の名称（センター等の名称を冠する委員会名、役職名を含

む。），住所等（類型ウ）の6号事由該当性

上記非開示情報は、いずれもセンター等の名称及び所在地を特定し得る情報であるということができるところ、前記1(3)ウ(ウ)記載のとおり、本件要覽作成当時、センター等の多くが同和地区内及びその付近に所在しており、その名称に同和地区名を冠していたのであるから、いずれもそれ自体において、又は上記非開示情報と開示された情報である同和地区詳細情報とを対照することにより、特定の地域が同和地区であるということを特定し得る情報であるといえる。

したがって、上記非開示情報は、いずれも特定の地域が同和地区であることを示す情報であるということができるから、前記(1)記載のとおり、6号事由に該当するというべきである。

なお、センターとの名称を付した独立した施設、隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家の名称及び所在地については、前記1(4)記載のとおり、市町の設置管理条例が設けられ、条例上はこれが明らかにされているとはいえるが、これらの条例については、公報による公布がされたほか、特段の周知活動が行われているわけでもなく、現実問題として条例の存在及び規定の内容につき認識を欠く住民が相当数存することは否定し難いから、上記非開示情報が公開されることによって本件同和対策事業の適正な遂行に支障を与えるおそれはなお存在するというべきである。

(4) センターの利用対象地域名（同地域名を冠した団体名を含む。），利用対象地域の位置情報（類型エ）の6号事由該当性

上記各非開示情報は、開示された情報である同和地区詳細情報と対照することにより、特定の地域が同和地区であるということを推知し得る情報であり、前記(1)と同様、6号事由に該当するというべきである。

(5) 以上のとおり、本件非開示情報はいずれも6号事由に該当する情報であるといえる。

3 以上によれば、本件非開示情報は、本件情報公開条例6条に定める非開示事由に該当するものであり、本件非開示情報につき非開示とした本件処分に違法があるとは認められない。

したがって、原告の訴えのうち本件処分の取消しを求める部分は理由がなく、本件非開示情報の開示処分の義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件を欠き不適法となる。

よって、本件訴えのうち、本件非開示情報の開示処分の義務付けを求める部分を却下し、その余を棄却することとして、主文のとおり判決する。

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 長 谷 部 幸 弥

裁判官 奥 田 達 生

裁判官芝本昌征は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 長 谷 部 幸 弥

これは正本である。

平成24年4月12日

大津地方裁判所民事部
裁判所書記官 柳澤幸輝

